## 2月14日からの大雪により被害を受けられた皆さまへ



2月14日からの大雪により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申しあげます。

お客さまからの被害についてのご連絡を下記窓口で承っておりますので、ご案内申しあげます。

宅建ファミリー共済 事故受付センターフリーダイヤル O120-O810-7524 時間・365 日受付

## 災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

弊社では、2月14日からの大雪による被害にかかる災害救助法が適用されたことに伴いまして、適用地域のご契約者の皆さまを対象に「継続契約の契約手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける等の特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望されるお客さまは、下記窓口までお申出ください。

※適用地域については別紙をご参照ください。

宅建ファミリー共済本社 お客様専用窓口 フリーダイヤル 0120-0810-56

受付:平日9時~17時(土日祝日を除く)

## 別紙

災害救助法 適用都道府県	適用市町村
長野県	茅野市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、
	諏訪郡富士見町
群馬県	安中市、藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、
	甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻郡高山村、
	吾妻郡東吾妻町、沼田市
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、
	上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、
	南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、
	南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、
	北都留郡丹波山村、北杜市、甲州市、南都留郡西桂町、
	南アルプス市、南都留郡道志村
埼玉県	秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀞町、
	秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町

※2月21日現在